

ワーキンググループ等による意見交換について

1. 目的

- 近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画の「V. 行動計画の見直し」にあるとおり、行動計画が実効性を有するためには、近畿ブロック協議会構成員が様々な観点から不断の点検を行い、必要に応じて同計画を見直すことが不可欠である。
- 上記を踏まえ、広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題について、少人数によるワーキンググループの開催や個別訪問を通じて、構成員等によるより綿密な意見交換を行うことにより、今後のケーススタディー[※]の実施や行動計画の改定を見据えた検討を行う際の基礎情報等を得るもの。

※ケーススタディー

災害シナリオを設定の上、想定される(1)広域的な災害廃棄物処理体制、(2)災害廃棄物発生量・必要な仮置場面積・既存施設の処理可能量・処理年数、(3)災害時処理困難物の扱い・災害廃棄物の運搬手段・運搬ルート、等を明らかにするもの。

2. 意見交換の内容

- 広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題全般を対象とするが、主に、行動計画の「参考資料3：今後の検討課題例」の内容を中心に、今後のケーススタディーの実施や行動計画の改定を見据えて意見交換を実施する。

【意見交換の例】

- 1) 広域的な災害廃棄物の処理に係る関係者の役割、具体的な受援／応援の方法
 - ・自治体による防災計画・災害廃棄物処理計画、民間団体による災害時応援協定、関西広域連合の受援／応援に係る取決め等に基づく、各主体による実施内容
- 2) 関係者間で用いる共通の各種報告様式
 - ・大規模災害時に関係者間で報告・共有すべき情報
 - ・近畿ブロック協議会構成員等が作成・使用している既存の様式及び、新たに必要な報告様式（被害報告、支援要請、被災状況整理シート、支援整理シート等）
- 3) 既存の施設（再資源化・中間処理・最終処分）、収集運搬車両の活用可能性
 - ・大規模災害時に活用可能な施設・収集運搬車両の把握状況
 - ・不足分の施設・収集運搬車両の確保に係る、他地域との連携状況
 - ・大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）において災害廃棄物を処理する際の課題

3. 意見交換の参加者

○近畿ブロック協議会構成員及び関西広域連合（オブザーバー）を対象とする。

4. 意見交換の方法

○自治体については、(1)府県、(2)政令市・中核市、(3)推薦市町村、ごとにワーキンググループを開催して意見交換を実施。なお、(2)政令市・中核市については構成員が多いため、2回程度に分けてワーキンググループを開催。

○民間団体、国の機関等については、個別に訪問して意見交換を実施。

5. 備考

○ワーキンググループや個別訪問はあくまでも意見交換を行う場であり、行動計画の改定等の意思決定は行わない。

○各ワーキンググループ・個別訪問の内容は、近畿ブロック協議会に報告し、協議会構成員等で共有することとする。

(参考資料3：今後の検討課題例)

災害廃棄物対策指針（平成26年3月）、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針（平成27年11月）等を踏まえると、行動計画の見直しにあたり、今後、以下について検討することが考えられる。

一方で、以下に限らず、近畿ブロック協議会構成員が、様々な観点から不断の点検を行うことが重要である。

第Ⅱ章 関連	○近畿ブロックの特性を踏まえた大規模災害のケーススタディー (災害シナリオを設定の上、災害廃棄物発生量・必要な仮置場・既存施設の処理可能量・処理年数の推計、災害時処理困難物の扱い・災害廃棄物の運搬手段・運搬ルートの例示 等)
	○大規模風水害による災害廃棄物発生量等の推計
第Ⅲ、Ⅳ章 関連	○近畿ブロックと他の地域ブロック間における、具体的な受援／応援の方法
	○D. Waste-Netへの具体的な要請事項
	○住民に対する効果的な啓発・広報の方法
第Ⅳ章 関連	○大規模災害時の廃棄物処理における、関係者の役割の明確化・具体化
	○図上訓練等を通じた、標準的な大規模災害廃棄物の処理の手順の精査
その他	○参考資料の充実 (災害に係る協定、関係者へ報告する際の様式、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、し尿処理施設(簡易トイレを含む)、リサイクル関連施設、災害時処理困難物処理施設、仮置場 等に関する情報)